



THAILAND
BOARD OF
INVESTMENT

研究開発事業に対するBOIの 支援と措置

タイ王国大使館 経済・投資事務所（BOI東京事務所）

ガノッポーン ショーティパーン 公使（投資）

2023年5月26日



**THAILAND
BOARD OF
INVESTMENT**

Agenda

■ **タイ投資委員会（BOI）
のご紹介**

■ **技術・イノベーション開発への
投資奨励**

■ **ビザ取得の円滑化を図るための
措置**

BOIのご紹介



国内投資および海外への
タイ投資を促進する義務
と責任がある首相府傘下
の政府機関

投資情報および投資奨励
申請に関するコンサル
ティングサービス

タイ国内への投資に
対する恩典の付与

国内の部品メーカーの連携および
調達サービス、共同出資者の募集
支援、戦略的人材センター
(Strategic Talent Center: STC)
による科学技術の専門家の紹介
および認定サービス

投資企業の事業運営
の円滑化を図るため
に政府機関および
民間機関への仲介を
行う

仏暦 2520 年 投資奨励法（仏暦 2560 年改定）に基づく BOI の恩典



税制上の恩典 (Tax Incentives)

- 法人所得税の免除
- 機械輸入税の免除
- 輸出向け製品の原材料の輸入税の免除
- 研究開発用の物品の輸入税の免除
- 投資奨励地区における恩典
 - さらに5年間を上限とし法人所得税を50%減税
 - 輸送費、電気代および水道代の2倍までを控除
 - インフラの設置、建設費の25%を控除



税制以外の恩典 (Non-Tax Incentives)

- 投資機会の調査のための外国人入国許可
- 被奨励プロジェクトでの外国人技術者・専門家の入国・就労許可
- 土地の所有権の許可
- タイ国外への外貨送金の許可

恩典制度

基礎的恩典

10類の業種



農業・農産品およびバイオ



医療



機械および自動車



電子・電気機器



基礎金属 および材料



化学・石油化学



公共施設



デジタル



クリエイティブ産業



高付加価値サービス

400 以上
の業種



+

追加恩典

競争力向上措置

研究開発

- ・ 研究開発 (R&D)
- ・ IP ライセンス料
- ・ 製品およびパッケージのデザイン
- ・ 教育機関/研究機関などの科学技術分野の機関、ならびに技術およびイノベーション・人材開発に関する基金に対する支援

人材開発

- ・ 高度技術訓練
- ・ 学生に対する技術及びイノベーションに関するトレーニングまたは職業訓練の実施

現地サプライヤーの能力向上

対象地域に基づく投資奨励措置

- ・ EEC (3 県)
- ・ 国境沿いの特別経済開発区SEZ (10 県) / 特別経済回廊の SEZ (4 地方)
- ・ 南部国境地域、および南部国境地域におけるモデル都市 (4 県 4 郡)
- ・ 一人当たり所得の低い20 県
- ・ 工業団地または工業区 / 科学技術パーク / 医療イノベーション地区

特別措置

- ・ 高度人材開発機関の設立への支援措置
- ・ 既存の生産拠点の継続および拡大措置
- ・ 総合的な事業拠点移転への促進措置
- ・ 経済活性化のための投資促進措置
- ・ 産業の高度化措置 (Smart & Sustainability)
- ・ 中小企業 (SMEs) に対する投資奨励措置
- ・ 地域および社会開発のための投資奨励措置

業種に基づく恩典 (Activity-based Incentives) の分類

1-10 類 恩典は技術レベル、付加価値、および サプライチェーンへの支援によって異なる



法人所得税の
免除

年間



機械輸入
税の免除

一部



輸出向け製品
の原材料輸入
税の免除

一部



Non-tax

| Category | Description | 法人所得税の免除 (年間) | 機械輸入税の免除 (一部) | 輸出向け製品の原材料輸入税の免除 (一部) | Non-tax |
|----------|--|--------------------------|---------------|-----------------------|---------|
| A1+ | 川上 (アップストリーム) 産業および教育・研究機関と協力し、技術移転を伴う対象技術開発活動 | 10 - 13 年間 (免除額に上限なし) | ✓ | ✓ | ✓ |
| A1 | 国の長期的な能力向上に資する重要な研究開発およびデザインに主眼を置くナレッジベースの産業 | 8 年間 (免除額に上限なし) | ✓ | ✓ | ✓ |
| A2 | 国を発展に貢献するインフラ事業、タイ国内の投資が少ないか、またはほとんど投資が行われておらず、高度技術を用いて付加価値を創造するための事業、環境事業 | 8 年間 | ✓ | ✓ | ✓ |
| A3 | 既にタイ国内に生産拠点が少数あるものの、国の発展にとって重要な高度技術を使用する産業 | 5 年間 | ✓ | ✓ | ✓ |
| A4 | 技術がA1-A3ほど高度でないものの、国産原料の付加価値を高め、かつバリューチェーンを強化する事業 | 3 年間 | ✓ | ✓ | ✓ |
| B | 高度技術を使用しないものの、バリューチェーンにとって重要な裾野産業 | 0 年間 | ✓ | ✓ | ✓ |

特記事項： (訳注：タイ資本が51%以上の内資の) 中小企業 (SMEs) の場合、
法人所得税免除額を投資金額 (土地代および運転資金を除く) の 2倍に引き上げる。

技術・イノベーション開発への投資奨励

1

技術・イノベーション開発
関連業種

2

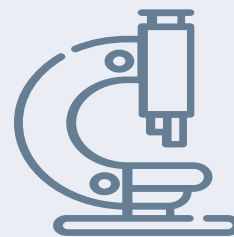
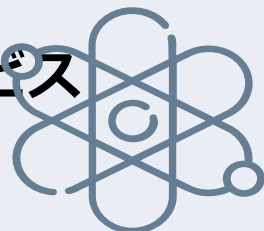
技術・イノベーション開発
への投資奨励措置

3

研究開発用の
物品の輸入税の免除

関連業種

バイオテクノロジー開発
ナノテクノロジー開発
先端材料技術開発
バイオテクノロジー
電子設計
研究開発
エンジニアリングデザインサービス
理科学実験サービス
計測器校正サービス
職業訓練学校
植物または動物の品種改良
(バイオテクノロジー事業の範囲外の場合)
創造的な製品設計・開発サービス



恩典

法人所得税
の免除

8年間

(免除額に上限なし)



2018年－2022年における技術・イノベーション開発 関連業種への投資奨励申請統計



| 業種 | プロジェクト 件数 | 投資金額 (百万バーツ) |
|------------------------------------|--------------|-----------------|
| - 植物または動物の品種改良（バイオテクノロジー事業の範囲外の場合） | 2 | 216 |
| - 創造的な製品設計・開発サービス | 2 | 51 |
| - 電子設計 | 14 | 432 |
| - 研究開発 | 53 | 4,308 |
| - バイオテクノロジー | 20 | 5,941 |
| - エンジニアリングデザインサービス | 13 | 155 |
| - 理科学実験サービス | 52 | 3,262 |
| - 計測器校正サービス | 10 | 153 |
| - 職業訓練学校 | 15 | 2,477 |
| - バイオテクノロジー開発 | 6 | 3,415 |
| - ナノテクノロジー開発 | 1 | 71 |
| 合計 | 188 | 20,480 |



2018年－2022年の技術・イノベーション開発 関連業種への投資奨励認可統計



| 業種 | プロジェクト 件数 | 投資金額 (百万バーツ) |
|------------------------------------|--------------|-----------------|
| - 植物または動物の品種改良（バイオテクノロジー事業の範囲外の場合） | 3 | 392 |
| - 創造的な製品設計・開発サービス | 14 | 165 |
| - 研究開発 | 54 | 2,911 |
| - バイオテクノロジー | 23 | 16,918 |
| - エンジニアリングデザインサービス | 17 | 153 |
| - 理科学実験サービス | 56 | 3,432 |
| - 計測器校正サービス | 11 | 168 |
| - 職業訓練学校 | 19 | 2,305 |
| - バイオテクノロジー開発 | 4 | 3,537 |
| 合計 | 201 | 29,980 |

競争力向上措置

競争力向上に貢献する活動を促進するため追加恩典を付与する

対象となる投資・支出

1. 技術およびイノベーション

- ・ 研究開発 (R&D)
- ・ タイ国内で開発された技術のライセンス料
- ・ 製品およびパッケージのデザイン
- ・ 委員会が同意した、教育機関、専門訓練センター、研究機関、政府機関などの科学技術分野の機関に対する支援、ならびに技術およびイノベーション開発・人材開発に関する基金に対する支援

2. 人材育成

- ・ 高度技術訓練
- ・ 科学技術分野の学生に対する技術及びイノベーションのスキルを向上させるためのトレーニングまたは職業訓練の実施

3. 事業者の能力向上

- ・ 国内のサプライヤーの能力向上



追加恩典

最初の3年間の総売上
に対する投資・支出

- ≥ 1% または ≥ 2億バーツ
- ≥ 2% または ≥ 4億バーツ
- ≥ 3% または ≥ 6億バーツ
- ≥ 4% または ≥ 8億バーツ
- ≥ 5% または ≥ 10億バーツ

法人所得税の
追加免除期間

- 1 年間
- 2 年間
- 3 年間
- 4 年間
- 5 年間

追加の法人所得税の
追加免除期間

投資・支出の
200%

研究開発のみへの投資/
支出を有する場合

法人所得税の免除

免除額に上限なし



法人所得税免除期間

最長 13年まで



科学技術パークに立地する事業に対する追加の所得税に関する恩典

科学技術パーク

20カ所



- サイエンスパーク
(パトゥムターニー、チェンマイ、コーンケン、ソクラー)
- Food Innopolis (全国13カ所)
- Space Krenovation Park
GISTDA による
- EECi イノベーションゾーン
- タイ科学技術研究所 (TISTR)
- アジア工科大学院 (AIT)

対象業種

対象技術の開発事業

- バイオテクノロジー開発
- ナノテクノロジー開発
- 先端素材開発

一般対象事業

- 電子設計
- 研究開発
- バイオテクノロジー
- エンジニアリングデザインサービス
- 理科学実験サービス
- 計測器校正サービス
- 職業訓練学校

恩典

法人所得税の免除

2年 免除額に上限なし

通常基準より追加

法人所得税の免除
期間

50% **5年**

通常基準より追加

なお、フードイノポリスの追加対象業種を下記のように指定する

- 植物または動物の品種改良 (バイオテクノロジー事業の範囲外の場合)
- 創造的な製品設計・開発サービス

医療イノベーション地区における投資奨励措置

医療イノベーション地区



タイ国家イノベーション庁 (NIA)
により認定された
ヨティ医療イノベーション
地区に立地すること



対象業種

- 電子設計
- ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業
- イノベーション・パーク
- メーカー・スペースまたはファブリケーション・ラボラトリー事業
- 研究開発
- バイオテクノロジー
- エンジニアリングデザインサービス
- 理科学実験サービス
- 計測器校正サービス
- 職業訓練学校
- 臨床研究事業 (Clinical Research)

恩典

法人所得税の免除

期間

50% 5年

通常基準より追加

医療イノベーション地区における投資奨励措置に基づく条件



1. ความร่วมมือกับสถาบันการศึกษา

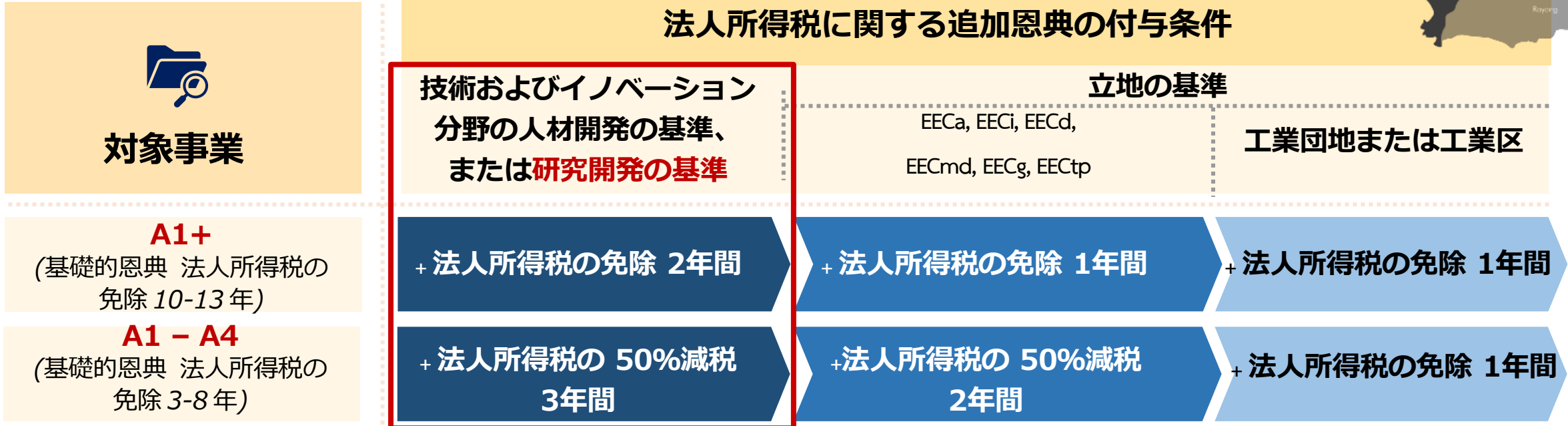
2. ความร่วมมือกับสถาบันหรือหน่วยงานของภาครัฐ

- タイ国家イノベーション庁（NIA）により認定されたヨティ医療イノベーション地区に立地すること
- ヨティ医療イノベーション地区に立地する政府機関との医療協力を以下の通りに行うこと
 - 職業統合学習（WiL）、デュアル職業訓練・協同教育、または同意された科学技術分野でのタイ人人材育成のための協力など、**指定された協力形態の、教育機関との協力であること**。また、職業訓練に学生を受け入れる協力計画を提出し、受け入れる学生の人数はプロジェクトの全従業員の10%以上、または40人以上のいずれか少ない方であること
 - MedTechなどの**最先端技術（Deep Tech）の開発に関する、病院、医療機関、教育機関、研究機関、または政府機関との協力であること**。また、NIAの同意を得ること
- 本措置に基づいて職業訓練を行うことについて学生の人数を利用し、他の措置と恩典の重複申請はできないものとする
- 各投資奨励措置に基づく法人所得税の免除期間は最長8年間までとする

DEEPTech



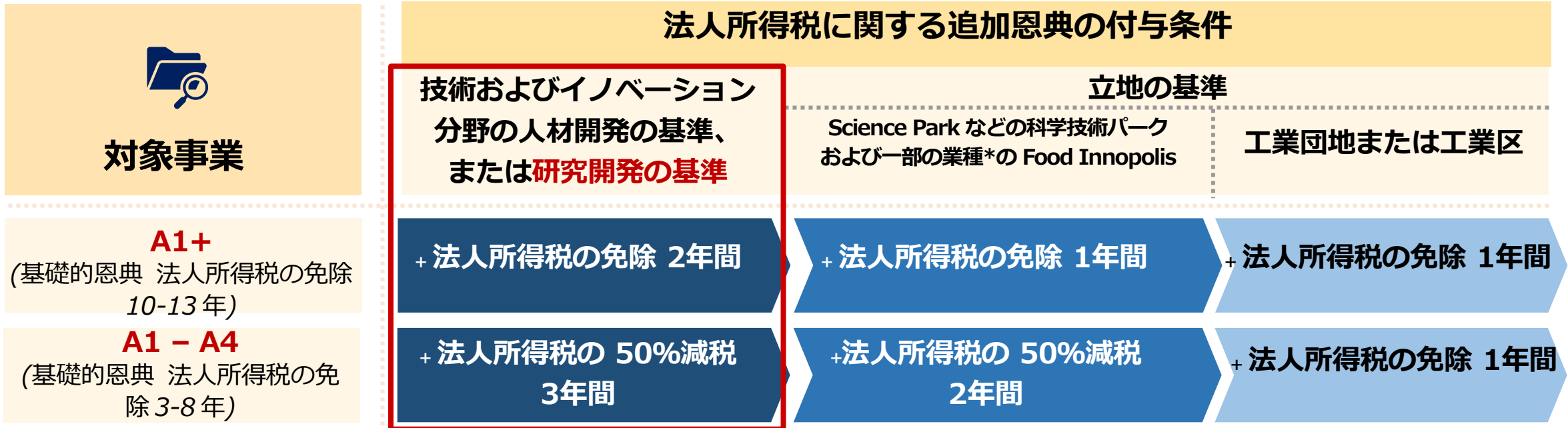
東部経済回廊（EEC）における投資促進措置



注：投資奨励法に基づき付与できる最大恩典は、8年間の法人所得税の免除 + 5年間の法人所得税の 50%減税、または、最長 13年間の法人所得税の免除である（研究開発事業または高度技術およびイノベーションを使用する場合のみ）

- 人材開発の基準：職業統合学習（WiL）、デュアル職業訓練・協同教育、または投資委員会が同意したその他の技術およびイノベーション分野におけるタイ人材開発のための協力など定められた形態の協力を教育機関と有すること。また、職業訓練に学生を受け入れる協力計画を提出し、その学生人数はプロジェクトの全従業員の 10%以上、または 40 人以上のいずれか少ない方であること。
- 研究開発の基準：技術およびイノベーションの研究開発への投資または支出の合計が、最初の 3 年間における総売上高の 1%以上または 2 億バーツ以上で、いずれか少ない方であること

特別経済回廊における投資奨励措置



注： 投資奨励法に基づき付与できる最大特典は、8年間の法人所得税の免除 + 5年間の法人所得税の 50%減税、または最長 13年間の法人所得税の免除である。(研究開発事業または高度技術およびイノベーションを使用する場合のみ)

* 科学技術パークにおける対象業種は、バイオテクノロジー、電子設計、創造的な製品設計・開発サービスとする。

- 人材開発の基準：職業統合学習 (WiL)、デュアル職業訓練・協同教育、または投資委員会が同意したその他の技術およびイノベーション分野におけるタイ人材開発のための協力など定められた形態の協力を教育機関と有すること。また、職業訓練に学生を受け入れる協力計画を提出し、その学生人数はプロジェクトの全従業員の 10%以上、または 40 人以上のいずれか少ない方であること。
- R&D の基準：技術およびイノベーションの研究開発への投資または支出の合計が、最初の 3 年間における総売上高の 1%以上または 2 億バーツ以上で、いずれか少ない方であること。

ビザ取得の円滑化を図るための措置

SMART VISA

専門家、上級幹部、または投資家である外国人が
ターゲット産業に就労し
投資するよう
誘致するための特別ビザ



スマートビザの恩典



最長4年間のビザ
(Smart S を除く)

回数制限なく再入国可能
(No re-entry
required)



労働許可証を申請
せずに就労が可能

タイ国際空港
において優先レーン
の利用が可能





長期居住者ビザ (LTR)

2022年9月1日より導入開始



Wealthy Global Citizen
世界の富裕層

Wealthy Pensioner
裕福な年金受給者



扶養家族
配偶者
および子供

Work-From Thailand Professional
タイを拠点とする専門職

Highly-skilled Professional
高度技能を有する専門家

恩典



10年間のビザ
(5年毎に更新)



1年ごとの出頭報告（従来は90日毎）および再入国許可の取得不要



外国人1人対タイ人従業員4人の雇用比率の条件の対象外とする



タイでの就労が可能
(ビザ取得者および配偶者はデジタル就労許可証を取得する)



ビザとワークパーミットのワンストップサービスセンター (OSS) にて対応



その他の恩典 例として、高度技能を有する専門家の場合、個人所得税に一律17%の税率を適用

第 30/1 条に基づく研究開発に使用するための輸入品への輸入税免除の恩典

研究開発のプロセスを有するプロジェクト

研究開発または関連する試験に使用するための輸入品への輸入関税の免除恩典を付与する

なお、**1年毎に認可する**。但し、布告にて定めた種類、数量、期間、条件、手続きに基づく

第 30/1 条に基づく研究開発に使用するための輸入品への輸入税免除の恩典

研究開発のプロセスを有するプロジェクト


研究開発または関連する試験に使用するための輸入品への輸入関税の免除恩典を付与する

なお、**1年毎に認可する**。但し、布告にて定めた種類、数量、期間、条件、手続きに基づく

詳細情報はQRコードおよび
下記お問い合わせ先へ
For More Information




BOI バンコク本部

 555 Vibhavadi-Rangsit Road.,
Chatuchak, Bangkok 10900,
Thailand

 +66 2553 8111

 head@boi.go.th


BOI 東京事務所


 タイ王国大使館経済・投資事務所
〒107-0052 東京都港区赤坂2-11-3
福田ビルウェスト8階

 03 3582 1806

 tyo@boi.go.th

BOI 大阪事務所

 タイ王国大阪総領事館
〒541-0056 大阪府大阪市中央区
久太郎町1-9-16 バンコク銀行7階

 06 6271 1395

 osaka@boi.go.th

※BOI大阪事務所の管轄エリアは
関西、中国および四国